

# 福岡県公報

令和四年六月二十四日  
第三百九号  
増刊  
②

## 目次

訓 令(第七号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)……………一

## 訓 令

福岡県訓令第七号

本 庁  
出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の十七の二の項及び十七の二の二の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。